

1 計画策定の趣旨

犯罪をした者等（※）の円滑な社会復帰のためには再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、国民の理解と協力を得つつ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）が施行されました。

再犯防止推進法の施行を受けて、国では平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定され、山形県においても令和3年3月に山形県再犯防止推進計画が策定されました。本市においても、市の実情に応じた再犯防止施策の推進から、市民の安全・安心した暮らしの実現を目指すとともに、犯罪をした者等の円滑な社会復帰につなげていくため、酒田市再犯防止推進計画を策定します。

※「犯罪をした者等」は、「起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者」をいいます。

2 計画の位置づけ

○再犯防止推進法に基づく市町村再犯防止推進計画としての位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、市町村再犯防止推進計画として定めま

す。

○第4期酒田市地域福祉計画としての位置づけ

「犯罪をした者等」に限らず、すべての市民が、地域で孤立することなく、地域社会の一員として共に生き、支え合

う社会の実現を図るため、第4期酒田市地域福祉計画と一体した計画として位置づけま

3 地区での意見聴取会で出された意見

○笑顔で地域行事に参加することが第一歩と

思う。

○あまり再犯防止については話し合ったこと

がない。現実的にも自治会の中でそのよ

うな人が出た場合には考える。

○犯罪をした者等への偏見を捨てあたたかく

支援する。

○保護司の負担が大きいの、活動には限界が

ある。

○保護司の対応だけでは限界があり、周囲で

支える体制が必要となっている。

○保護司の対応だけでは限界があり、周囲で

支える体制が必要となっている。

主な課題

○住居や就労などの生活基盤がしっかりす

ることが重要。

○出所時に適切な医療や福祉サービスにつな

がっていない。

○依存症を抱えたまま出所しても再犯につな

がる可能性がある。

○犯罪をした者等が地域で暮らすことに対す

る意識が薄い。

○犯罪や非行の防止につながる取り組みが広

く伝わっていない。

○保護司の対応だけでは限界があり、周囲で

支える体制が必要となっている。

5 施策の柱（目標の実現に向けた取り組み）

以下の3つの柱について、国や県、更生保護・福祉関係団体等が連携して進めていくことを基本とします。

1 生活安定のための支援

(1) 住居の確保

住宅確保要配慮者に対して、公営住宅の利用をはじめ、住宅の確保に向けた相談に応じていきます。

(2) 就労支援や社会参加の促進

犯罪をした者等の就労支援のための相談体制を構築するとともに、社会参加のための活動を進めます。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進

適用可能な保健医療制度や福祉サービスを利用し、本人の生活維持と安定を図ります。

2 市民理解の深化

(1) 差別意識の除去

犯罪をした者等に対する差別をなくするため、警戒心や偏見の解消、地域での受け入れのための意識啓発活動などを進めていきます。

(2) 犯罪者特性への理解

依存症等の疾病を原因とする犯罪や、個人の特性を原因とする犯罪行為について理解を求め、啓発周知に努めます。

(3) 広報・啓発活動の推進

保護司活動の内容を広報し、活動への理解と協力、保護司の人材育成に努めます。

3 民間団体との連携強化と相談支援体制整備

(1) 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

犯罪をした者等の生活安定に協力していただける民間ボランティア活動を支援します。

(2) 社会復帰支援ネットワークの構築

犯罪をした者等の社会復帰を支援するため、関係機関によるネットワークを構築します。

4 計画策定のための意見交換会

日時 令和3年9月21日（火）

関係団体

法務省山形保護観察所

酒田飽海地区保護司会

酒田飽海更生保護女性会

酒田飽海地区BBS会

酒田飽海地区協力事業主会

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

酒田市民生委員・児童委員協議会連合会

市（福祉課）